

— やえがきたより —

令和4年6月号



発行

東部農業事務所家畜保健衛生課
(東部家畜保健衛生所)

〒373-0805

群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041

FAX：0276-45-9994

～ 新年度のごあいさつ ～

令和4年4月1日付けで東部農業事務所家畜保健衛生課長に着任いたしました小渕です。日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者1名、転入者5名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

県内では4月に太田市、5月に桐生市で豚熱が発生し、市町、農協、建設業協会、獣医師会等のご協力を得て、防疫措置を完了しました。令和2年から、合計7回の発生があり、現在も農場へのウイルスの侵入リスクは非常に高い状況です。発生農場の近隣で野生いのししの豚熱感染が確認されており、飼養衛生管理の徹底をお願いしているところです。隣県では、令和4年4月に茨城県の2農場で発生し、防疫措置が行われました。

また、今季も高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るい、5月に入ってから、北海道、東北で発生が相次いでおり、油断できない状況にあります。

このような状況下において、畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくとともに、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

課長 小渕 裕子

職員の人事異動等について

人事異動により職員の転出・転入がありました。

今年度の職員体制は表のとおりです。今後ともよろしくお願い致します。



	令和4年度職員（前職場）	転出者（転出先）
課長	小渕 裕子（畜産課）	庭野 正人（中部家畜保健衛生課）
次長	片野 良平	

環境衛生係	係長	茂木 浩徳（畜産試験場）	柿沼 博之（退職）
		藤井 香織	
		板垣 光明（再任用）	齋田 好之（西部家畜保健衛生課）
		鈴木 睦美	
防疫係	係長	小野 祥平（利根沼田家保）	川島 敬二（畜産課）
		漆原 千佳	
		徳永 眞穂	
		南部 雪江（新規採用）	
		小見 邦雄	
		塩田 友里恵	
	松原 英二		

＜ 記事の内容 ＞

- ・ バイオセキュリティの一層の強化を！
- ・ 防疫アドバイザーについて
- ・ 豚オーエスキー病ステータスの変更について
- ・ 畜産業における暫定排水基準の改正について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！
- ・ ハエ対策はお早めに！
- ・ 定期報告書等の提出について
- ・ 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンスについて

＜ 添付資料 ＞

- ・ （お知らせ）飼養衛生管理基準遵守状況確認書の提出について
- ・ 豚熱感染野生いのしし発見地点（関東地方）
- ・ 令和3年度国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況【該当畜種あて同封】
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記入例（牛の場合・豚の場合）
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書／様式第三号（牛豚共通）

バイオセキュリティの一層の強化を！

豚熱は本県での2事例を含め北関東での発生が相次ぎ、高病原性鳥インフルエンザもシーズン終盤とも言える時期に家きんで発生しています。警戒を緩めることなく、農場のバイオセキュリティの状況を確認するとともに、一層の強化をお願いします。

○飼養衛生管理マニュアルについて

農場ごとに作成が義務化されたところですが、適切に実行されているでしょうか。たとえば、踏み込み消毒槽の薬液交換や手指消毒は確実に実施されていますか？飼養衛生管理マニュアルの周知とその徹底はバイオセキュリティを維持する上で不可欠です。

また、マニュアルを見直すことも大切です。獣医師等専門家の意見を取り入れて、より効果的で実効性のあるマニュアルへ更新しましょう。

○石灰散布・石灰帯について

消石灰を適切に散布し、石灰帯を設けることは、バイオセキュリティの強化につながります。一方で、時間の経過や降雨によってその消毒能力は減弱してしまいます。定期的に散布することはもちろん、降雨後は必ず散布して常に消毒効果が保たれる状態にしましょう。

○農場周囲の除草等の実施

これからの季節は雑草が繁茂しやすく、野生動物の隠れる場所が容易に形成されてしまいます。農場周囲の除草や、不要物品の撤去など環境の整備をお願いします。

防疫アドバイザーについて

アフリカ豚熱対策を見据えた農場バイオセキュリティ強化のために、コンサルタント専門獣医師に助言・指導を受けられる新規事業です。対象となる農場の優先順位などはありませんが、ぜひ、この機会に違う視点からのアドバイスを受け、今後の対策に役立ててください。詳細は家畜保健衛生課までご連絡ください。

豚オーエスキー病ステータスの変更について

令和4年4月から以下のとおりステータスが変更になりました。
桐生市新里地区（Ⅳ）、黒保根地区（Ⅳ）、太田市新田地区（ⅣおよびⅢ後期）、太田市藪塚地区（Ⅳ）、みどり市笠懸地区（Ⅳ）、板倉地区（Ⅳ）、明和地区（ⅣおよびⅢ前期）、邑楽地区（Ⅳ）
*Ⅲ前期：繁殖豚へのワクチン接種地域
Ⅲ後期、Ⅳ：ワクチン接種中止地域

牛の定期検査の実施について

今年度の牛の定期検査は次のとおり実施します。

検査疾病：ヨーネ病

対象牛：生後6ヶ月齢以上で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設で飼育している牛
繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛。

実施地区（実施予定時期）：*実施時期については予定です。

太田市新田地区（5月、10月、11月）、みどり市笠懸・東地区（6月）、千代田町（7月）、板倉町（7月）

畜産業における暫定排水基準の改正について

水質汚濁防止法の畜産業における暫定排水基準（硝酸性窒素等）が改正され、令和4年7月1日から令和7年6月30日までは、豚房施設400mg/リットル、牛房施設300mg/リットル、馬房施設100mg/リットルとなります。

硝酸性窒素等は令和4年6月30日までは、排水量にかかわらず畜産業全体に500mg/リットルが適用されます。

排水処理施設の稼働状況を再度チェックしていただき、改正に備えてください。

※ 硝酸性窒素等(mg/リットル)＝アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

死亡した家畜（牛、豚）の処理を業者に依頼した時に渡した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により毎年6月末までに東部環境事務所あて提出してください。令和4年6月30日までに提出するのは、令和3年度分の実績です。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係
〒373-0033 太田市西本町 60-27
電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。

別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

ハエ対策はお早めに！

ハエは

- ◎ 家畜のストレスとなって生産性を低下させます。
- ◎ 病原体を運び衛生環境を悪化させます。
- ◎ 近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となります。

1. 早めの対策が有効です！

ハエの発生は6～7月がピークです。

気温が高くなると成虫になるまでの日数が短くなり、あっという間に爆発的に増えていきます。春先のうちに除ふんや清掃で、越冬している卵や幼虫などを排除し、数を減らしておきましょう。

2. 発生源をなくすことが有効です！！

一度発生すると、すべてを駆除するのは大変困難です。

ハエの発生源は、水気とウジの食べ物があるところです。家畜のふん尿や飼槽の食べ残しなどは、とても良いすみかとなります。できるだけこまめに（ウジが成虫になる前に）除ふんや清掃を行いましょう。

3. 基本のウジ対策は徹底的にやりましょう！！！！

除ふん後は堆肥舎やコンポで素早く堆肥化しましょう。発酵の熱によりウジは死んでしまいます。

どうしても掃除できない場所は、ウジに効く殺虫剤を散布すると成虫にならないで死んでいきます。また、消石灰散布も効果があります。

4. 成虫対策は効果的ではありません。

飛び回るハエに殺虫剤を吹きかければ一時的に量は減りますが、薬剤に対する抵抗を作りやすく、効果的ではありません。なお、薬剤が効きにくくなってしまった場合には、異なる系統のものを使用してください。

成虫対策は、発生源とウジへの対策を徹底した上で行うようにしましょう。

「こまめな清掃」「適切な堆肥処理」「畜舎環境を清潔に保つこと」 が大切です。

定期報告書等の提出について

令和4年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。まだ提出していない方は、早急に提出をお願いします。

すでに提出いただいた方でも、書類に不備等があった場合には、確認のための連絡をさせていただくことがあります。また、追加書類の提出についてもご協力をお願いします。

- ◎ 家畜を飼養されている方は、飼養衛生管理状況の報告が義務付けられています。
- ◎ 農場平面図、埋却地確保状況が未報告の方は、必ず提出をお願いします。
また、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度の提出が必要です。
 - ・ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には勧告や罰則の対象となり、農場で家畜伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が、減額または不支給となる場合もありますので注意してください。

飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンスについて

農林水産省より、畜産振興に係る補助事業、交付金及び制度資金について、その性質に応じて飼養衛生管理基準の遵守を要件とする通知がありました。なお、現在の国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥または七面鳥の所有者が対象です。詳細については、別添「農林水産省より畜産業を営む経営者の皆様へ」のリーフレットで確認してください。

ポイント

- ◎ 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が必要となります。
- ◎ 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等に家畜の異常等が認められた場合は、

家畜保健衛生課あて、下記まで連絡をお願いします。

電話番号 0276-45-2041 (24時間対応)

※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

農林水産省より畜産業を営む経営者の皆様へ：お知らせ

**補助事業・交付金・制度資金の利用に当たり、
飼養衛生管理基準の遵守を要件とすることとしました。**

<ポイント>

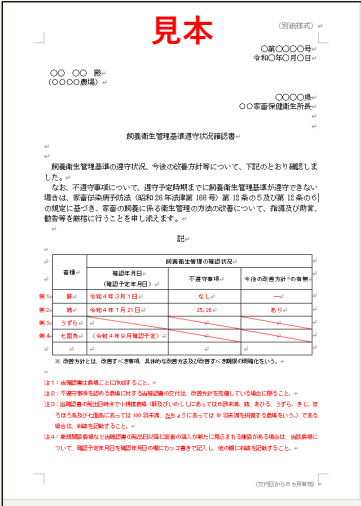
- 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、補助事業・交付金・制度資金の一部では、申請の際に「**飼養衛生管理基準遵守状況確認書**」の提出が必要となります。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、**改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要**です。

注) 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です。(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金> (令和4年度)

- 補助事業**
- ・ 畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) ※注2、注3
 - ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ※注2
 - ・ 特定地域経営支援対策事業 ※注2
 - ・ 農業信用保証保険基盤強化事業
- 交付金**
- ・ 消費・安全対策交付金(ハード事業) ※注2
 - ・ 強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設) ※注2、注3
- 制度資金(主なもの)**
- ・ 経営継承・発展等支援事業
 - ・ 農業経営継承保証保険支援事業
 - ・ 農地利用効率化等支援交付金 ※注2
- 畜産経営体質強化支援資金 ※注2、注3 / 家畜疾病経営維持資金 ※注2 / 畜産特別資金 ※注2 / 農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 / 公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

- 注1) 上記の補助事業・交付金・制度資金の内容及び手続に関する質問や、上記以外の制度資金の遵守要件の該当・非該当に関する質問については、各補助事業等の窓口にお問い合わせください。
- 注2) 当該事業・交付金・制度資金においては、経営者の皆さまから利用申請があった後に、都道府県内の事業・交付金・制度資金の担当者が、家畜保健衛生所に対し、飼養衛生管理基準遵守状況の確認を行うため、経営者の皆さまが家畜保健衛生所に対して飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付申請をお手続きいただく必要はありません。
- 注3) 都道府県において計画を審査する際に飼養衛生管理基準の遵守状況確認に加え、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等の確保についても確認を行います。



<飼養衛生管理基準遵守状況確認書を入手するには>

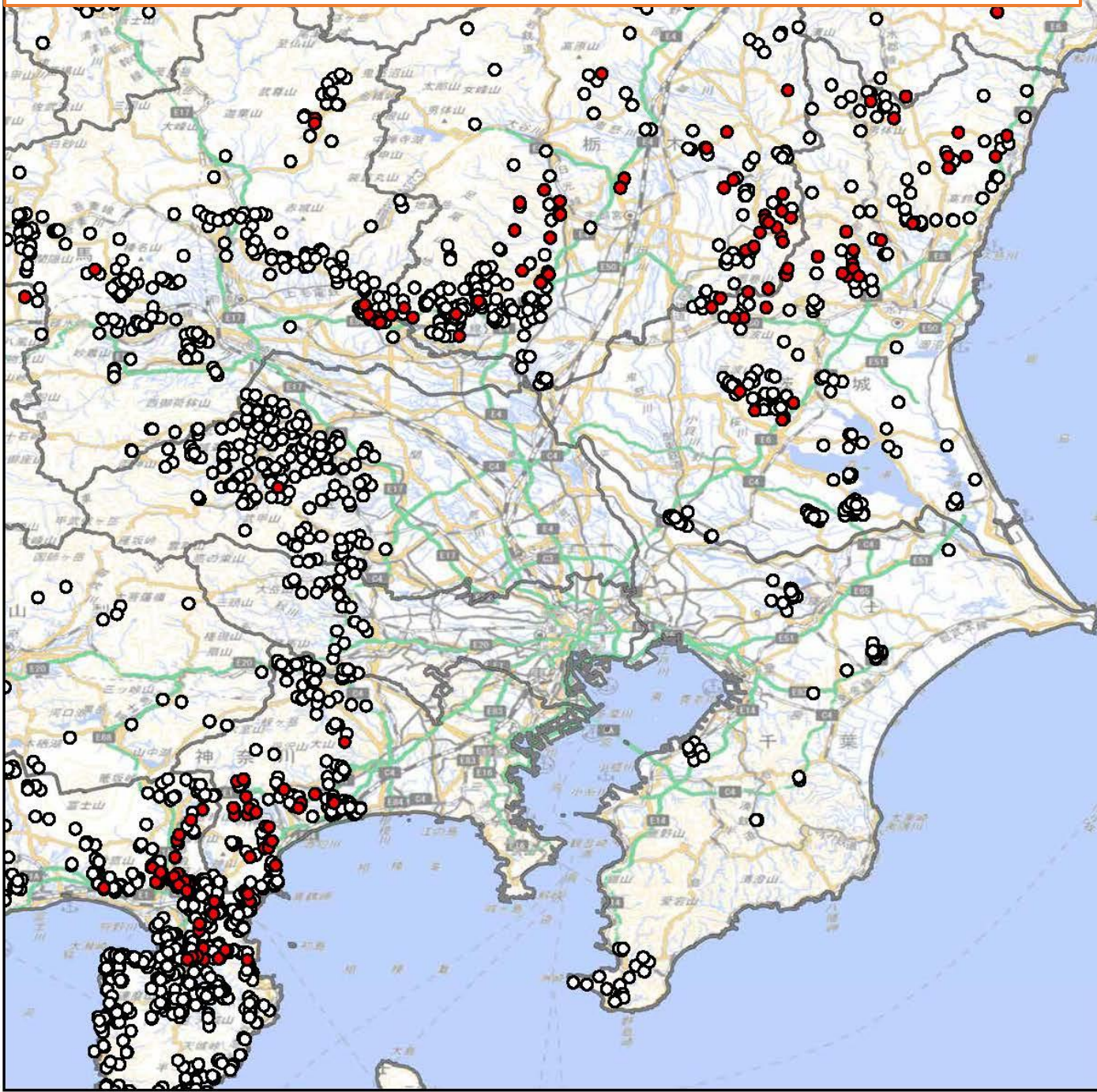
- 飼養衛生管理基準遵守状況確認書が必要となる補助事業・交付金・制度資金を利用する農場については、**東部農業事務所家畜保健衛生課**に、飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付を申請してください。申請方法については、以下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
東部農業事務所家畜保健衛生課
 電話：0276-45-2041 FAX：0276-45-9994
東部農業事務所農業振興課
 電話：0276-31-3824 FAX：0276-31-8388

【関東地方】豚熱感染野生イノシシ発見地点拡大図

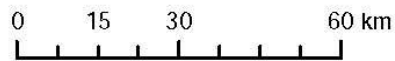
(直近6カ月: 令和4年5月25日時点)

※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません



PCR検査

- 豚熱感染
- 豚熱非感染



背景地図: 国土地理院地理院タイル (淡色地図)

令和3年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和4年5月18日時点)

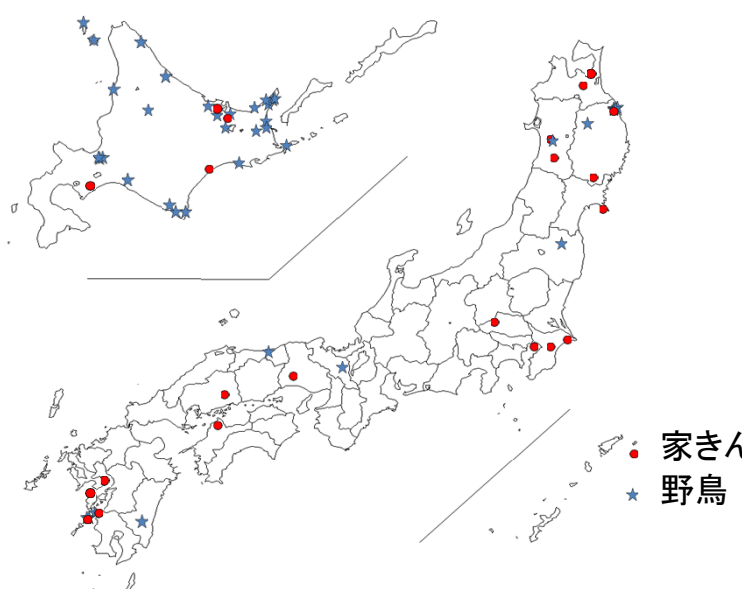
○家きん 12道県25事例

※羽数の単位は万羽

地域	疑似患者判定日	用途	羽数	亜型
1 秋田県横手市	11/10	採卵鶏	約14.3	H5N8
2 鹿児島県出水市	11/13	採卵鶏	約3.8	H5N1
3 鹿児島県出水市	11/15	採卵鶏	約1.1	H5N8
4 兵庫県姫路市	11/17	採卵鶏	約15.5	H5N1
5 熊本県南関町	12/3	肉用鶏	約6.7	H5N1
6 千葉県市川市	12/5	あひる(アイガモ)	約0.03	H5N1
7 埼玉県美里町	12/7	採卵鶏	約1.7	H5N1
8 広島県福山市	12/7	採卵鶏	約3.0	H5N1
9 青森県三戸町	12/12	肉用種鶏	約0.7	H5N1
10 愛媛県西条市	12/31	採卵鶏	約13	H5N1
11 愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約8.3	H5N1
12 愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約14.2	H5N1
12関連 愛媛県今治市	1/4	採卵鶏	約0.6	-
13 鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.4	H5N1
13関連 鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.7	-
14 千葉県八街市	1/19	肉用鶏	約6.6	H5N1
15 千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.17	H5N1
15関連 千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.12	-
15関連 茨城県かすみがうら市	1/26	あひる	約0.11	-
15関連 埼玉県春日部市	1/26	あひる	約0.14	-
15関連 埼玉県熊谷市	1/26	あひる	約0.04	-
16 岩手県久慈市	2/12	肉用鶏	約4.5	H5N1
17 宮城県石巻市	3/25	肉用種鶏	約3.2	H5N1
18 青森県横浜町	4/8	肉用鶏	約17	H5N1
19 青森県横浜町	4/15	肉用鶏	約11	H5N1
20 北海道白老町	4/16	採卵鶏	約52	H5N1
21 北海道網走市	4/16	だちょう(エミュー)/採卵鶏	約0.05/約0.01	H5N1
22 秋田県大仙市	4/19	採卵鶏	約0.04	H5N1
23 北海道釧路市	4/26	だちょう(エミュー)	約0.01	H5N1
24 岩手県一関市	5/12	だちょう(エミュー)	約0.001	H5N1
25 北海道網走市	5/14	採卵鶏	約0.08	H5N1

○野鳥 8道府県106事例

検体回収場所	検体回収日	種名	亜型	検体回収場所	検体回収日	種名	亜型
1 鹿児島県出水市	11/8	環境試料(水)	H5	55 北海道羅臼町	3/9	ハシブトガラス	H5N1
2 宮崎県宮崎市	11/9	糞便	H5N1	56 岩手県久慈市	3/14	ハシブトガラス	H5N1
3 鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	H5N8	57 北海道浜頓別町	3/14	ハシブトガラス	H5N1
4 鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	H5N8	58 北海道根室市	3/14	ハシブトガラス	H5N1
5 鹿児島県出水市	11/22	環境試料(水)	H5N8	59 北海道羅臼町	3/14	ハシブトガラス	H5N1
6 鹿児島県出水市	11/29	環境試料(水)	H5N8	60 岩手県八幡平市	3/18	オオハクチョウ	H5N1
7 鳥取県鳥取市	12/1	環境試料(水)	H5N8	61 北海道佐呂間町	3/22	オジロワシ	H5
8 鹿児島県出水市	12/6	環境試料(水)	H5N8	62 北海道美幌町	3/24	オジロワシ	H5
9 鹿児島県出水市	12/20	環境試料(水)	H5N1	63 岩手県久慈市	3/23	ハシブトガラス	H5
10 北海道苫前町	1/2	オジロワシ	H5N1	64 北海道札幌市	3/29	ハシブトガラス	H5
11 鹿児島県出水市	1/10	環境試料(水)	H5N8	65 北海道羅臼町	3/29	オオワシ	H5
12 北海道根室市	1/20	ハシブトガラス	H5N1	66 岩手県久慈市	3/31	ハシブトガラス	H5
13 北海道根室市	1/23	ハシブトガラス	H5N1	67 北海道札幌市	3/31	ハシブトガラス	H5N1
14 北海道雄武町	1/23	オジロワシ	H5	68 北海道札幌市	4/1	ハシブトガラス	H5
15 北海道小清水町	1/22	オオワシ	H5	69 北海道釧路市	3/31	ハシブトガラス	H5
16 京都府京都市	1/27	ノスリ	H5N1	70 岩手県久慈市	4/6	ハシブトガラス	H5
17 北海道根室市	1/28	ハシブトガラス	H5N1	71 北海道札幌市	4/2	ハシブトガラス	H5N1
18 北海道根室市	2/3	ハシブトガラス	H5N1	72 北海道羅臼町	4/4	ハシブトガラス	H5N1
19 北海道えりも町	2/2	オジロワシ	H5	73 北海道えりも町	4/9	オジロワシ	H5N1
20 北海道えりも町	2/7	ハシブトガラス	H5N1	74 北海道釧路市	4/6	ハシブトガラス	H5
21 北海道えりも町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	75 北海道北見市	4/6	ハシブトガラス	H5
22 北海道標津町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	76 北海道興部町	4/8	ハシブトガラス	H5N1
23 北海道斜里町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	77 北海道北見市	4/8	ハシブトガラス	H5N1
24 岩手県久慈市	2/8	オオハクチョウ	H5N1	78 北海道札幌市	4/9	ハシブトガラス	H5N1
25 北海道羅臼町	2/10	オジロワシ	H5N1	79 北海道むかわ町	4/12	クマタカ	H5N1
26 岩手県久慈市	2/11	ハシブトガラス	H5N1	80 北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1
27 岩手県久慈市	2/13	ハシブトガラス	H5N1	81 北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1
28 北海道羅臼町	2/14	ハシブトガラス	H5N1	82 北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1
29 北海道根室市	2/14	ハシブトガラス	H5N1	83 北海道札幌市	4/5	ハシブトガラス	H5N1
30 岩手県久慈市	2/14	オオハクチョウ	H5N1	84 北海道羅臼町	4/9	ハシブトガラス	H5N1
31 北海道利尻富士町	2/15	ハシブトガラス	H5N1	85 北海道大空町	4/9	オジロワシ	H5N1
32 岩手県久慈市	2/15	オオハクチョウ	H5N1	86 北海道斜里町	4/9	ハシブトガラス	H5N1
33 岩手県久慈市	2/16	オオハクチョウ	H5N1	87 北海道釧路市	4/12	ハシブトガラス	H5N1
34 福島県二本松市	2/18	マガモ	H5	88 北海道北見市	4/11	ハシブトガラス	H5N1
35 北海道根室市	2/18	ハシブトガラス	H5N1	89 北海道札幌市	4/13	ハシブトガラス	H5N1
36 岩手県久慈市	2/17	オオハクチョウ	H5N1	90 北海道羅臼町	4/11	ハシブトガラス	H5
37 岩手県久慈市	2/17	ハシブトガラス	H5N1	91 北海道網走市	4/15	オジロワシ	H5
38 岩手県久慈市	2/12	マガン	H5	92 北海道中標津町	4/18	ヒシクイ	H5
39 岩手県久慈市	2/21,22	ハシブトガラス	H5N1	93 北海道浜頓別町	4/19	オジロワシ	H5
40 北海道標津町	2/19	ハシブトガラス	H5N1	94 秋田県大仙市	4/19	ハシブトガラス	H5
41 岩手県久慈市	2/21	オオハクチョウ	H5	95 北海道礼文町	4/15	オジロワシ	H5
42 岩手県久慈市	2/22	ハシブトガラス	H5	96 北海道礼文町	4/20	ハシブトガラス	H5
43 岩手県久慈市	2/22	オオハクチョウ	H5	97 北海道様似町	4/20	クマタカ	H5N1
44 岩手県久慈市	2/24	ノスリ	H5N1	98 北海道紋別市	4/22	ハシブトガラス	H5N1
45 岩手県久慈市	2/24	ハシブトガラス	H5N1	99 北海道えりも町	4/26	オジロワシ	H5
46 岩手県久慈市	2/25	トビ	H5N1	100 北海道札幌市	4/28	ハシブトガラス	H5
47 北海道標津町	2/24	ハシブトガラス	H5N1	101 北海道羅臼町	4/25	オジロワシ	H5
48 岩手県久慈市	2/28	カルガモ	H5	102 北海道釧路市	4/29	トビ	H5
49 岩手県久慈市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	103 北海道大空町	4/18	オジロワシ	H5N1
50 北海道礼文町	3/1	ハシブトガラス	H5N1	104 北海道北見市	5/6	オジロワシ	H5
51 北海道佐呂間町	3/3	オジロワシ	H5N1	105 北海道羅臼町	4/25	ハシブトガラス	H5N1
52 北海道根室市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	106 北海道根室市	5/6	オジロワシ	H5
53 岩手県久慈市	3/4	ハシブトガラス	H5N1				
54 北海道北見市	3/8	オオワシ	H5				



※詳細は環境省 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/